令和２年度大阪府グリーン調達方針の改定概要

**◆大阪府グリーン調達方針の策定根拠**

○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称“グリーン購入法”）

第十条　都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（通称“環境配慮契約法”）

第十一条　地方公共団体及び地方独立行政法人は、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を作成するよう努めるものとする。

　○大阪府循環型社会形成推進条例

第十三条　～第一項省略～

2　知事は、毎年度、府において認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための方針を定めなければならない。

**◆令和２年2月７日に閣議決定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じ、商品等の流通状況や地域性などを考慮して「大阪府グリーン調達方針」の見直しを行う。**

**◆主な変更点**

（１）大阪府独自

　　〇自動販売機設置の配慮事項に、ペットボトルの割合について追記

（２）品目の追加

○プラスチック製ごみ袋（分野「ごみ袋等」を新たに追加）

　・植物を原料とするプラスチック又は再生プラスチックの使用に係る基準を設定

（３）品目の削除

○ETC対応車載器（分野「自動車等」から削除）

○カーナビゲーションシステム（分野「自動車等」から削除）

（４）特定調達品目の主な判断基準等の見直し

①地球温暖化防止に係る基準の見直し

・複合機、プリンタ、プリンタ複合機、スキャナ及び電子計算機

（エネルギー消費効率に係る基準を強化）

・ガス温水機器、石油温水機器

（潜熱回収型ガス・石油温水機器のエネルギー消費効率に係る基準を設定）

②プラスチックに係る基準の見直し

　　　・コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機

（再生プラスチックの使用に係る基準を強化）

・プリンタ、プリンタ複合機

（再生プラスチックの使用に係る基準を強化）

・電子計算機

（再生プラスチック、植物を原料とするプラスチックの使用に係る基準を設定）

・携帯電話、PHS、スマートフォン

（再生プラスチック及び植物を原料とするプラスチックの含有情報の開示に係る基準を設定）

・ふとん

（再生PET樹脂由来のポリエステル繊維の使用に係る基準を強化）

**◆変更の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分野名／品目名 | | 変更概要  （◎：府独自　★：判断基準　○：配慮事項　※：その他の事項） |
| １．紙類 | | （改定なし） |
| ２．納入印刷物 | | ★インキに係る判断基準の見直し  ※数値目標の単位を国の考え方に準じて「枚数」に変更  （修正前は「発注件数」） |
| ３．文具類 | | ★文具類共通の判断基準に、植物を原料とするプラスチックの使用について追記  （再生プラスチック40%以上又は植物を原料とするプラスチックの使用）  ○文具類共通の配慮事項に、製品・梱包への再生プラスチック又は植物由来プラスチックの使用を記載 |
| ４．オフィス家具等 | | ※日本産業規格をJISに変更（備考） |
| ５．画像機器等 | |  |
|  | コピー機 | ★判断基準の再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品について、25gを超える部品への使用を規定  ★リユースに配慮したコピー機について、国際エネルギースタープログラムの画像機器Ver.2.0の基準を適用  ※JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断基準の変更 |
|  | 複合機 | ★判断基準の再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品について、25gを超える部品への使用を規定  ★消費電力量等について、国際エネルギースタープログラムの画像機器Ver.3.0の基準を適用、プロ用複合機の基準の明確化（1年間の経過措置を設定）  ★リユースに配慮した複合機について、国際エネルギースタープログラムの画像機器Ver.2.0の基準を適用  ※JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う変更 |
|  | 拡張性のあるデジタルコピー機 | ★判断基準の再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品について、25gを超える部品への使用を規定  ★リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機について、国際エネルギースタープログラムの画像機器Ver.2.0の基準を適用  ※JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断基準の変更 |
|  | プリンタ、  プリンタ複合機 | ★再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品について、少なくとも部品のひとつへの使用を規定（インパクト方式を除く）  ★消費電力量等について、国際エネルギースタープログラムの画像機器Ver.3.0の基準を適用、プロ用機器の基準の明確化（1年間の経過措置を設定）  ※JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断基準の変更 |
|  | ファクシミリ | ※JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断基準の変更等 |
|  | スキャナ | ★消費電力量等について、国際エネルギースタープログラムの画像機器Ver.3.0の基準を適用（1年間の経過措置を設定）  ※JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断基準の変更 |
|  | プロジェクタ | ※JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断基準の変更 |
| ６．電子計算機等 | |  |
|  | 電子計算機 | ★サーバ型電子計算機について、省エネ法（平成31年3月29日告示）のトップランナー基準の80％達成に変更  ★クライアント型電子計算機のエネルギー消費効率等について、省エネ法（平成31年3月29日告示）のトップランナー基準の70%達成又は国際エネルギースタープログラムVer7.0の基準値に変更  ※パーソナルコンピュータについて、JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断基準の変更  ★筐体・部品（少なくとも一つ）への再生プラスチック又は植物由来プラスチックの使用を判断基準に設定（サーバ及びシンクライアントを除く） |
|  | 磁気ディスク装置 | ○特定の化学物質の含有率基準値（JIS C 0950）を配慮事項に設定  ○製品の梱包・包装への再生プラスチック又は植物由来プラスチックの使用を配慮事項に設定 |
|  | ディスプレイ | ※JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断基準の変更 |
| ７．オフィス機器等 | |  |
|  | シュレッダー、  デジタル印刷機 | ※JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断基準の変更 |
|  | 電子式卓上計算機 | ★特定の化学物質の含有率基準値（JIS C 0950）を判断基準に設定 |
|  | 一次電池又は  小型充電式電池 | ※一次電池に係る最小平均持続時間の変更（JIS C 8515の変更に伴う修正） |
| ８．移動電話等 | |  |
|  | 携帯電話、PHS、  スマートフォン | ★製品の再生プラスチック及び植物由来プラスチックの配合率に係る情報開示を判断基準に設定  ※JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断基準の変更  ○製品・梱包への再生プラスチック又は植物由来プラスチックの使用を配慮事項に追記 |
| ９．家電製品 | |  |
|  | 電気冷蔵庫、  電気冷凍冷蔵庫 | ※JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断基準の変更 |
|  | テレビジョン受信機 | ★プラズマディスプレイ方式のものを対象から除外  ※JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断基準の変更  ★受信機型サイズが39V型以下の製品のエネルギー消費効率基準について、経過措置を延長 |
|  | 電子レンジ | ※JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断基準の変更 |
| １０．エアコンディショナー等 | |  |
|  | エアコンディショナー | ※JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断基準の変更 |
| １１．温水器等 | |  |
|  | ガス温水機器 | ★潜熱回収型ガス温水機器に係る判断基準を設定（エネルギー消費効率90以上） |
|  | 石油温水機器 | ★潜熱回収型石油温水機器に係る判断基準を設定（エネルギー消費効率90以上） |
| １２．照明 | |  |
|  | LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯 | ※JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断基準の変更 |
| １３．自動車等 | |  |
|  | ETC対応車載器、カーナビゲーションシステム | 品目削除 |
|  | ２サイクルエンジン油 | ※日本産業規格をJIS規格に変更等（備考） |
| １４．消火器 | | （改定なし） |
| １５．制服・作業服 | | （改定なし） |
| １６．インテリア・寝装寝具 | |  |
|  | ふとん | ★ポリエステル繊維を使用した製品について、再生PET樹脂50%以上に変更。  ★故繊維から得られるポリエステル繊維25%以上使用に変更。 |
|  | ベッドフレーム | ※日本産業規格をJIS規格に変更（備考） |
| １７．作業手袋 | | （改定なし） |
| １８．その他繊維製品 | | （改定なし） |
| １９．設備 | | ◎努力規定を削除し、数値目標を設定 |
| ２０．災害備蓄用品 | |  |
|  | （生活用品・資材等） | ※一次電池に係る最小平均持続時間の変更（JIS C 8515の変更に伴う修正） |
| ２１．公共工事 | |  |
| 資材 | 断熱サッシ・ドア | ※エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の改正による、配慮事項において引用している条文番号の変更への対応 |
| 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 | ※管の材料の定義及び用語を調達の実状やJIS規格等との整合を図るため、判断基準等を見直し |
| ２２．役務 | | ◎努力規定を削除し、数値目標を設定 |
|  | 省エネルギー診断 | ★エネルギー管理体制・管理方法に係る提案について、判断基準に設定 |
| 印刷 | ★インキに係る判断基準の見直し |
| 植栽管理 | ○チェーンオイルの生分解性を配慮事項に設定 |
| クリーニング | ★袋・包装材の削減のための独自の取組の実施を判断基準に設定  ○植物を原料とするプラスチック製の袋の提供を配慮事項に設定 |
| 飲料自動販売機設置 | ◎ペットボトル飲料の選択ボタン数または商品種類（同一商品を1種類とする。）の割合を、全体の１/３以下とすることを配慮事項に設定  ※JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断基準の変更 |
| ２３．ごみ袋等 | |  |
|  | プラスチック製ごみ袋 | 品目追加 |